

堺市消防局告示第1号

必要な知識及び技能を有する者の指定について（平成20年消防局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年3月31日から施行する。

令和8年3月27日

堺市消防長 新 子 哲 也

第1項中「第10条第2項」の次に「、第10条の2第2項」を加える。